

# 越谷市入学準備金貸付制度

## 連帯保証人になる予定の方へ

### ※必ずお読みください

越谷市では、高等学校、大学、専修学校等に入学を希望する生徒の保護者で、入学資金の調達が困難な方に対し、入学準備金をお貸ししています。

連帯保証人になられる方につきましては、本制度の内容を十分にご理解いただきますようお願いいたします。

【申請要件】 次のすべての要件を満たす方です（申請後に審査があります）。

#### 1. 申請者の要件

- (1) 越谷市に住民登録があり、かつ住民登録地に居住している保護者であること
- (2) 入学準備金の調達が困難な保護者であること（世帯全員の前年所得金額の合計が基準額未満※であること）
- (3) 越谷市入学準備金(本制度)の貸付けを受けている者の連帯保証人でないこと
- (4) 同一世帯にある方全員が市・県民税を完納していること
- (5) 本制度の貸付けを受けている方にとっては、その返済を怠っていないこと（市長が特に認める場合を除く）
- (6) 要件を満たす連帯保証人を立てられること

《※参考：所得基準額》

生計を一にする世帯全員の前年合計所得金額が、市が定める基準額未満であること

◎実際の貸し付けは越谷市入学準備金貸付審査会において審査の上、決定いたします。

#### 2. 連帯保証人の要件

- (1) 越谷市内に住民登録があり、かつ現に引き続き1年以上市内に居住していること
- (2) 成年で、独立して生計を営んでいること
- (3) 債務を保証できる能力があること（市県民税の均等割・所得割の両方課税）
- (4) 市・県民税を完納していること
- (5) 破産の宣告を受けていないこと
- (6) 借受人と同じ住所でないこと
- (7) 現に本制度の連帯保証人となっていないこと

連帯保証人とは・・・

一般的な保証人と異なり、借受人と連帯して債務を負担することを約束した人を言います。

連帯保証人は債権者から請求を受けた場合、借受人へ先に請求するように主張することはできません。借受人と同等の責任があり、同じ債務負担義務が生じますので、債権者から請求を受けた場合、速やかに支払う義務があります。

**【貸付限度額】** 生徒1人につき、次の額を限度とします。貸付金は無利子です。

区 分	金 額
高等学校、高等専門学校、 専修学校（高等課程）、 特別支援学校の高等部	500,000円以内 (公立校の場合は300,000円以内)
大学、短期大学、 専修学校（専門課程）	800,000円以内

## 【貸付金の返済】

入学した方が卒業してから6か月を経過した後、5年以内に、年賦又は半年賦のどちらかで返済していただきます。

- (1) 年賦の場合は、10月末日の1回払いとなります。
- (2) 半年賦の場合は、10月末日及び翌年3月末日の2回払いとなります。
- (3) 納付方法は、市指定金融機関における納付書を用いた窓口納付となります。

**※納入期限（納付書に記載）までに納付がない場合は、貸付を受けた方へ督促を行います。また、督促後も納入がない場合は、連帯保証人へ催告等を行います。**

### ●返済の仕方

〈年賦：5回払い〉

貸付金額	30万円	50万円	80万円
1回目	6万円	10万円	16万円
2回目	6万円	10万円	16万円
3回目	6万円	10万円	16万円
4回目	6万円	10万円	16万円
5回目	6万円	10万円	16万円

〈半年賦：10回払い〉

貸付金額	30万円	50万円	80万円
1回目	3万円	5万円	8万円
2回目	3万円	5万円	8万円
3回目	3万円	5万円	8万円
4回目	3万円	5万円	8万円
5回目	3万円	5万円	8万円
〃	〃	〃	〃
10回目	3万円	5万円	8万円

## 【貸付金の全額一括返済】

次の事項に該当したときは、貸付金の全額を即時に返済していただきます。

- (1) 越谷市から他の市区町村に転出したとき
- (2) 貸付金を入学準備金以外※に使用したとき
- (3) 貸付金の対象となった学生が中途退学したとき
- (4) 貸付金の返済を故意に怠ったとき

### ※入学準備金の使途

入学金、初年度に要する授業料、入学時に納入すべきこととされている費用、制服・教科書等の購入費用等

## 【問合せ先】

越谷市教育委員会教育総務部教育総務課（市役所第二庁舎3階）

048-963-9280（直通）